

総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和7年6月23日 神戸市公告
委託業務名	令和7年度路面下空洞調査業務
業務概要	本業務は、神戸市の管理する道路において、安全・円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的に、路面下の空洞状況を調査し、把握するものである。
履行場所	神戸市一円
履行期限	契約締結の翌日から令和8年3月13日まで
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する（価格点：技術点＝1：2）

2 担当部局

② 神戸市建設局道路管理課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4 号館 7 階
TEL 078-322-6806、FAX 078-331-3448

③ 神戸市建設局道路工務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4 号館 8 階
TEL 078-322-5807、FAX 078-331-3453

メールアドレス road_engineering@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書等の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件とする。

4 契約までのスケジュール

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 参加表明書、入札説明書、仕様書などの交付 | 令和7年6月23日（月）～8月4日（月） |
| (2) 入札説明書、仕様書などに対する質問 | 令和7年6月23日（月）～7月25日（金） |
| (3) 提案書等の提出期限日 | 令和7年8月4日（月）17時まで |
| (4) 入札参加資格の審査および結果の通知 | 令和7年8月5日（火）～8月12日（火） |
| (5) 開札予定日 | 令和7年8月27日（水）（予定） |
| (6) 契約締結 | 令和7年8月下旬（予定） |

5 再委託の禁止

本業務については、主たる部分の再委託を認めない。ただし、主たる部分とは、一次調査（調査・解析）、二次調査（解析）のうち、地下 1.5m 程度の探査に対する業務内容とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

以下の（１）に掲げる資格を満たしている単体企業または、（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であることとします。これらを満たさない場合は、参加者として認めません。

また、参加表明書の受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

（１）単体企業

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②令和 6・7 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- ③経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- ④入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥政令指定都市規模以上の団体（国土交通省，都道府県など）において、路面下空洞調査業務の実績を有する者であること（特別区を含む）。（設計共同体の場合は、1 人以上がこの実績を有する者であること。）

（２）設計共同体

- ①「（１）単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。
- ②構成設計事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。
- ③設計共同体は、各構成事務所がすぐれた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ④設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとする。

7 総合評価に関する事項

- （１）入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格点＝（1－入札価格／予定価格）×価格点に配分された得点の満点（価格点は、小数点第 1 位を四捨五入するものとする。）なお、価格点に配分された得点の満点は 30 点とする。

- （２）技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、「19 落札者決定基準」に従い評価し得点を与えるものとする。

技術点＝（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）×技術点に配分された得点の満点（技術点は、小数点第 1 位を四捨五入するものとする。）なお、技術点に配分された得点の満点は 60 点とする。

- （３）地元企業の受注機会の増大のため、次に該当する入札者には、総合評価点の 1 割を上限に加点（以下「地元加算」という。）を行うこととする。

- ①地元企業（本社所在地が神戸市内） 10 点
- ②準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業） 5 点

(なお、設計共同体の場合は構成員の地元加算を各々で算出し、平均したものを設計共同体の地元加算とする。)

- (4) 総合評価は、入札者の価格点と技術点、地元加算を合計した値(以下「総合評価点」という。)
をもって行う。総合評価点＝価格点＋技術点(価格点：技術点＝1：2)＋地元加算

8 提案書等の手続き

- (1) 参加表明書、入札説明書、仕様書などの交付の期間および方法

令和7年6月23日(月)～令和7年8月4日(月)

原則、神戸市ホームページへ掲載を行う。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、

「2 担当部局(②神戸市建設局道路工務課)」で配布する。

(担当部局での配布は、土・日・祝日を除く9時～12時、13時～17時までとする。)

- (2) 提出書類

本件入札の参加希望者は下記書類を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出方法等については「9 提案書等の提出期限日および方法」によるものとする。

- ① 参加表明書 (様式-1)
- ② 技術提案書 (様式-2～7)
- ③ 入札書(様式-8)および業務内訳書(任意様式)
- ④ 設計共同体協定書(様式-9～10)

(設計共同体として参加表明書を提出する場合)

- ⑤ その他必要書類 (以下、①～⑤を総じて「提案書等」という。)

9 提案書等の提出期限日および方法

提出期限日	令和7年8月4日（月）17時まで
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館8階 神戸市建設局道路工務課
提出方法	（1）提出部数は1部とする。 （2）原則、郵送にて提出することとし、電送（FAX、電子メールなど）によるものは認めない。また、一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。 期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とする。その際に、入札代理人が持参する場合は、別途委任状（任意様式）を提出すること。持参の場合、土・日・祝日を除く9時～12時、13時～17時までに提出すること。 （3）入札書および業務費内訳書（以下「内訳書」という。）は一つの封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、提出する。封筒には委託業務名、入札書在中、並びに入札者名を記載する。 （4）参加表明書、技術提案書およびその他必要書類については、（3）の封筒とは別の封筒とし、封筒には委託業務名、入札者名を記載し、提出する。
入札について	（1）入札価格について 落札決定にあたっては、入札書に記載された価格（以下「入札価格」という。）に当該価格の100分の10に相当する額を加算した価格（当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた価格）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する価格を入札書に記載すること。 （2）内訳書について 入札書提出時には、入札価格に係る積算の内訳書を添付すること。内訳書が提出されない場合は、入札価格にかかわらず入札を無効とする。また、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合も、入札を無効とする。 （3）その他 入札価格の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた価格とすること。
その他	（1）次の場合、当該入札は失格とする。 ① 提案書等の全部または一部を提出しない場合、提案書等の提出枚数が指定の枚数を超過する場合 ② 提案書等の全部または一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合 ③ 提案書等に虚偽の記載がある場合 ④ 評価項目にひとつでも失格がある場合 ⑤ その他提案書等に関して適正な評価ができない場合 （2）必要に応じて入札者に対して提案書等に関する説明を求めることがある。この場合、令和7年8月21日（木）17時までに連絡する。説明には、配置予定技術者および提案書等の説明ができる者の出席を求めることがある。 なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。

	(3) 提出後の提案書等の追加、訂正、差替えまたは撤回は認めない。 (4) 提出された提案書等に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。 (5) 提案書等の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。 (6) 提出された提案書等は返却しない。 (7) 提出のあった提案書等は、落札者決定後は、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条に基づき取り扱うものとする。
--	---

10 入札参加資格の審査および結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、提案書等の提出期限日をもって行うものとし、入札参加資格がないと認定された場合には、その理由を付して書面により通知する。

(2) 結果の通知（入札参加資格がないと認定された場合）

令和 7 年 8 月 5 日（火）～令和 7 年 8 月 12 日（火）（左記期間に発送する。）

(3) 通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して 7 日（土・日・祝日を除く。）以内に、入札参加資格がないと認定された理由の説明を求めることができる。

(4) (3) により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、委託業務名、不服のある事項および不服の根拠となる事項を記載のうえ、書面により「**2 担当部局（②神戸市建設局道路工務課）**」に提出すること。（**任意様式**。郵送により提出すること。一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とする。その際に、持参の場合、土・日・祝日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時までに提出すること。）

(5) (3) による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して 10 日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により申立者へ郵送で回答する。

11 入札説明会

入札説明会は実施しない。

12 入札説明書、仕様書などに対する質問

(1) 入札説明書または仕様書などに対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

原則、電子メールを用いて「**2 担当部局（②神戸市建設局道路工務課）**」に提出すること。様式は任意とする。

電子メールの使用が困難な場合は、書面（任意様式）により、FAX で提出すること。いずれの場合でも、必ず、別途電話にて受信または着信を確認すること。

イ 提出期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）～令和 7 年 7 月 25 日（金）のうち、土・日・祝日を除く 9 時～17 時とする。

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、神戸市ホームページへ掲載する。ただし、提案書等の作成に関する質疑のうち、参加希望者の技術提案内容に係わる事項などについては、質疑を行った参加希

望者にのみ回答を行う場合もある。

13 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

14 開札予定日時および方法

日 時	令和7年8月27日（水）15時（予定）
場 所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館8階 神戸市建設局 会議室
方 法	（1）入札書は、上記の日時、場所において開札し、内訳書は入札書の開札後に全ての入札者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。 （2）提出した入札書および内訳書は、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができない。また、提出した提案書等についても、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができない。 （3）一つの入札者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。 （4）「9 提案書等の提出期限日および方法」の方法によらないで提出された提案書等（提出期限日までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。 （5）神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に「6 入札に参加する者に必要な資格」に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。 （6）内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合など、業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札は無効とする。内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札を無効とする。 （7）提案書等の提出がない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。 （8）入札を無効とした場合、提案書等は返却しないものとする。

15 落札者の決定方法

（1）次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価項目のうち、「19 落札者決定基準」に示す要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。

（2）総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。この場合において、技術点も同点であるときは、価格点の高い者を落札者とする。さらに、価格点も同点であるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者

を定めるものとする。

- (3) 本書および指定様式に基づかない提案書等については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

16 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（各入札者の入札価格、価格点、技術点および総合評価点並びに落札者等）について、神戸市ホームページへ掲載する。

17 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、委託業務名、不服のある事項および不服の根拠となる事項を記載のうえ、書面で「**2 担当部局(②神戸市建設局道路工務課)**」に提出すること。（任意様式。原則、郵送により提出すること。一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とする。持参の場合、土・日・祝日を除く9時～12時、13時～17時までに提出すること。）
- (3) (1)による理由の説明の請求を受けたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内（土・日・祝日を除く。）に、書面で説明を求めた者に回答する。

18 契約等に係る事項

- (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに「**2 担当部局(①神戸市建設局道路管理課)**」で契約書類などを受領し、その日を含めて5日（土・日・祝日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。5日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

- (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した提案書等は契約図書の一部とする。
- (3) 落札者が提出した提案書等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、本市と協議のうえ不適切と判断した項目については、履行義務としない。
- (4) 契約は、神戸市所定の委託契約約款に基づくものとする。
- (5) 神戸市は、受託事業者が業務の実施にあたり上記約款に反した場合には、契約の解除もしくは委託料の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。

19 落札者決定基準（技術評価点を算出するための基準）

（１） 企業の経験および能力

評価項目					評価の着目点	評価点	配点
					判断基準		
企業の経験および能力	資格・実績など	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録など (様式－３)	下記の順位で評価する（なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする）。		4
					①当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録の道路部門、地質部門または土質および基礎部門）が有る者、または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学または同等と認められる機関。	4	
					②上記以外	0	
	専門技術力	成果の確実性	同種または類似業務などの実績の内容 (様式－３)		下記の順位で評価する（なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする）。		2
					①平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した同種業務の実績が 2 件以上ある。	2	
					②平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した同種業務の実績が 1 件ある。	1	
					③上記以外	0	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	令和 5 年度、6 年度に完了した業務の成績	政令指定都市規模以上の団体(国土交通省、都道府県など)発注の令和 5 年度、6 年度に完了した業務成績を下記の順位で評価する（なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする）。		2
					80 点以上	2.0	
					78 点以上 80 点未満	1.5	
					76 点以上 78 点未満	1.2	
					74 点以上 76 点未満	1.0	
					72 点以上 74 点未満	0.5	
					70 点以上 72 点未満	0.2	
					上記以外	0	
				令和 5 年度、6 年度に完了した業務の表彰の有無 (様式－３)	政令指定都市規模以上の団体(国土交通省、都道府県など)発注の令和 5 年度、6 年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する（なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする）。		2

				①令和5年度、6年度に完了した業務で、表彰の実績が2件以上ある。	2	
				②令和5年度、6年度に完了した業務で、表彰の実績が1件ある。	1	
				③上記以外	0	
小計						10

(2) 配置予定技術者の経験および能力

評価項目					評価の着目点	評価点	配点
					判断基準		
配置予定技術者の経験および能力	資格・実績など	管理技術者	資格要件	技術者資格など、その専門分野の内容 (様式-4)	下記の順位で評価する。		4
					・技術士（総合技術監理部門：建設部門または応用理学部門の選択科目に限る） ・技術士（建設部門または応用理学部門） ・博士（専門分野：工学）	4	
					・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） ・土木学会特別上級、上級または一級土木技術者 ・国土交通大臣認定者	2	
					上記以外	失格	
		専門技術力	業務執行技術力	同種または類似業務などの実績の内容 (様式-4)	下記の順位で評価する（再委託による業務および照査技術者の実績は認めない）。		4
					①平成27年度から令和6年度までに完了した同種業務の実績または同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験が2件以上ある。	4	
					②平成27年度から令和6年度までに完了した同種業務の実績または同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験が1件ある。	2	
					③平成27年度から令和6年度までに完了した類似業務の実績または類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験がある。	1	
		情報収集力	地域精通度	神戸市における平成27年度から令和6年度までに完了した業務実績の有無 (様式-4)	下記の順位で評価する（再委託による業務および照査技術者の実績は認めない）。		2
					①神戸市における同種または類似業務の実績がある。	2	
					②上記以外	0	

	担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	同種または類似業務などの実績の内容 (様式－５)	下記の順位で評価する（再委託による業務および照査技術者の実績は認めない）。		4		
					①平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した同種業務の実績または同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験のうち、いずれか 2 件以上ある。	4			
					②平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した同種業務の実績または同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験が 1 件ある。	2			
					③平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した類似業務の実績または類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験がある。	1			
					④上記以外	0			
		情報収集力	地域精通度	神戸市における平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した業務実績の有無 (様式－５)	下記の順位で評価する（再委託による業務および照査技術者の実績は認めない）。		1		
					①神戸市における同種または類似業務の実績がある。	1			
					②上記以外	0			
		成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した業務の成績	政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）発注の令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した業務成績を下記の順位で評価する。		4
							80 点以上	4	
78 点以上 80 点未満	3								
76 点以上 78 点未満	2.5								
74 点以上 76 点未満	2								
72 点以上 74 点未満	1								
70 点以上 72 点未満	0.5								
上記以外	0								
令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した業務の技術者表彰などの有無 (様式－４)	政令指定都市規模以上の団体(国土交通省、都道府県など)発注の令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰または優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、下記の順位で評価する(照査技術者の実績は認めない)。						2		

					①令和３年度から令和６年度までに完了した業務で、表彰の実績が２件以上ある。	2	
					②令和３年度から令和６年度までに完了した業務で、表彰の実績が１件ある。	1	
					③上記以外	0	
		担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	令和３年度から令和６年度までに完了した業務の成績	政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）発注の令和３年度から令和６年度までに完了した業務成績を下記の順位で評価する。	3
					80 点以上	3	
					78 点以上 80 点未満	2.5	
					76 点以上 78 点未満	2	
					74 点以上 76 点未満	1.5	
					72 点以上 74 点未満	1	
					70 点以上 72 点未満	0.5	
					上記以外	0	
				令和３年度から令和６年度までに完了した業務の技術者表彰などの有無（様式－５）	政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）発注の令和３年度から令和６年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰または優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、下記の順位で評価する（照査技術者の実績は認めない）。		1
					①令和３年度から令和６年度までに完了した業務で、表彰の実績が２件以上ある。	1	
					②令和３年度から令和６年度までに完了した業務で、表彰の実績が１件ある。	0.5	
					③上記以外	0	
小計							25

（３）実施方針に対する技術提案

評価項目	評価の着目点		配 点
		評価項目	
実施方針・実施フロー ・工程表 ・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5※
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5※
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5※
	その他	実施方針などに係る重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応がある場合に優位に評価する。	5※

	空洞探査に用いる機器類の自社保有の有無および性能について評価する。	5※
	業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は評価せず、技術提案を無効とする。	-
小計		25

(4) 評価テーマに対する技術提案

I. 品質・性能の高い一次調査を行うための工夫および留意点。

II. 一次・二次調査解析にあたり、精度の高い危険度評価を行うための工夫および留意点。

評価項目	評価の着目点			配点
	評価項目			
評価テーマに関する技術提案	評価テーマⅠ	的確性	地形、環境、地域特性、周辺構造物の状況などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	6※
			空洞の見逃し箇所を防ぐため、精度の高い、確実な調査方法などについて、具体的な提案となっている場合に優位に評価する。	6※
			着目点、問題点、解決方法などが適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	7※
		実現性	技術提案に説得力がある場合に優位に評価する。	7※
			技術提案を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	4※
	評価テーマⅡ	的確性	危険度評価を行うにあたり、舗装構成や舗装健全性（ひび割れや凹み）、地下埋設物の種類や深さ、周辺状況等を考慮した自社基準の考え方、またそれらの作成に向けた取り組みなど有効性が高いと考えられる場合に優位に評価する。	7※
			道路陥没・損傷を未然に防止する観点から、空洞要因の推察はもとより、調査方法および補修・措置方法の選定について、交通への影響や施工工程を見据えた、具体的な提案となっている場合に優位に評価する。	7※
			着目点、問題点、自社独自の工夫および解決方法などが適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するうえで有効性が高い場合に優位に評価する。	8※
		実現性	技術提案に説得力がある場合に優位に評価する。	8※
			技術提案を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5※
小計				65

※の評価方法は5段階評価とし、付与する配点は評価に応じた割合【100%・80%・60%・40%・20%】を配点に乗じた値とする。

20 提案書等の内容に関する留意事項

(1) 同種または類似業務

同種または類似業務とは、下記に示す内容とする。

- ・同種業務：地中レーダを用いた路面下空洞調査業務
- ・類似業務：地中レーダを用いた空洞調査業務

なお、実績として挙げた個々の業務成績は 65 点以上であること。

(2) 関連資料

- 1) 同種または類似業務の実績として記載した業務に係るテクリス登録や契約書、成績評定通知の写しなどを添付すること。
- 2) 政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）発注の業務成績の実績がある場合にはそれを確認できるもの（成績評定通知やテクリス登録の写しなど）を添付すること（企業の経験および能力。配置予定技術者の経験および能力。それぞれについて添付すること）。
- 3) 政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）発注の土木関係建設コンサルタント業務などの表彰の実績がある場合にはそれを確認できるもの（表彰の写しなど）を添付すること（企業の経験および能力。配置予定技術者の経験および能力。それぞれについて添付すること）。
- 4) 配置予定技術者の平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した同種または類似業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、業務成績を確認できるもの（成績評定通知の写しなど）を添付すること（照査技術者として従事した業務を除く）。

(3) 実施方針および評価テーマ

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー、工程表、その他 (様式－6－1、2) (A4 版)	・業務の実施方針、実施フローチャート、工程計画、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応、空洞探査に用いる機器類について簡潔に記載する。 ・文字サイズは 10.5 ポイントとする。 ・提案書には、社名および社名を連想させるロゴなどを一切記載しないこと。表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。
評価テーマに対する技術提案 (様式－7－1、2) (A4 版)	・「19 (4) 評価テーマに対する技術提案」に対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・技術提案は、1 つのテーマに対し最大 3 提案項目まで評価し、提案項目ごとに A4 版 1 枚に記載する。 ・文字サイズは 10.5 ポイントとする。 ・提案書には、社名および社名を連想させるロゴなどを一切記載しないこと。表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ないが、本件のために作成した CG や詳細図面などを用いることは認めない。 ・実現性における類似実績の明示については、業務名およびその概要を記載するものとする。

21 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者（組合（設計共同体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはしない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。